インフォメーション

事業主の皆さまへ
給与支払報告書の期限内提出にご協力ください

給与支払者（法人・個人問わず）は、給与支払額の多少にかかわらず、すべての従業員等（パート、アルバイトおよび短期雇用者等を含む）の給与支払報告書を作成し、従業員等の1月1日現在（退職の場合は退職日現在）における住所地の市区町村長へ提出することが義務付けられています（地方税法第317条の6）。該当となる従業員等がいる場合には、速やかに提出してください。

なお、令和7年分の給与支払報告書の提出期限は**令和8年2月2日（月）**ですので、お早めの提出をお願いします。

給与支払報告書（総括表および個人別明細書）は独自の様式のものをお使いいただくか最寄りの税務署または役場税務課（1階2番窓口）にてお求めください。給与支払報告書の記入等にあたり、不明な点などありましたら、担当までお問い合わせください。

※長野県では、すべての事業主の皆さまに［特別徴収］（給与天引き）の実施をお願いしています。［普通徴収］（個人で納入）となる場合は「普通徴収切替理由書兼仕切紙」を記入し、提出してください。**普通徴収切替理由書兼仕切紙の提出が無く、徴収区分が不明瞭の場合は原則どおり特別徴収とさせていただきます。**普通徴収切替理由書兼仕切紙は、役場税務課（1階2番窓口）でお求めください。

問い合わせ先
税務課住民税係
（32）3126

【登記されていない家屋】取り壊し・所有者変更のあった場合は手続きが必要です

法務局の不動産登記簿に登記されていない家屋は、取り壊しや所有者の変更があった場合は、町に届出が必要となります。

取り壊した、または所有者変更があったにもかかわらず引き続き課税されることを避けるため、該当する場合は忘れずに届出をお願いします。

【手続き・必要書類等】

未登記家屋を取り壊した場合
・家屋取壊届出書
（税務課窓口・公式HP）
・取り壊したことを証明する書類
（領収証又は取り壊した事業者が発行する取壊証明書）

未登記家屋の所有者が変更された場合
共通
家屋課税台帳名義人変更願
（税務課窓口・公式HP）

売買の場合
・売買契約書の写し
（添付できない場合は、両者の印鑑登録証明書および実印押印）

相続の場合
・遺産分割協議書の写し
（添付できない場合は、被相続人の死亡と相続人との関係がわかる書類（戸籍謄本等）、遺産分割協議証明書、相続人全員の印鑑登録証明書および実印押印

贈与の場合
・贈与証書
（添付できない場合は両者の印鑑登録証明書および実印押印）

その他、ご不明な点などはお問い合わせください。

問い合わせ先
税務課資産税係
（32）3126

「御代田町公式LINE」ともだち登録をお願いします。

町公式LINEでは、イベント情報、防災情報、暮らしの情報などを発信しています。各種申し込みなど、便利な機能も実装していきます。

1月納期の主な町税・使用料など（納期限までに納めましょう）

- 国民健康保険税（8期分）
- 後期高齢者医療保険料（7期分）
- 介護保険料（7期分）
- 保育料（1月分）
- 町営住宅使用料（1月分）
- 上水道使用料（1月期分）大口12月使用分
- 下水道使用料（1月期分）大口12月使用分

納期限 2/2（月曜日）

あなたの畑を守る！野生鳥獣被害対策 研修会を開催します

近年、町内ではクマ、イノシシ、シカなどによる農作物被害が深刻化しています。大切な作物を守り、安心して農業や生活を送るため、被害対策研修会を開催します。

今回は、長野県佐久農業農村支援センターの専門家を講師に迎え、町内の被害状況を踏まえた、実践的な対策を学びます。次年度の営農計画や被害防止にぜひお役立てください。

開催日時 2月6日（金）午後2時～
場所 エコールみよた あつもりホール
内容 町内のクマ・イノシシ・シカの被害対策について
注意事項 申し込みは必要ありません。当日開催場所までお越しください。
問い合わせ先
産業経済課農政係
（32）3113

狩猟免許取得者を支援します

町では、新規に狩猟免許を取得される方に対して、費用の一部を補助しています。

対象者および補助金額等は次のとおりです。

○対象者
（次の条件を全て満たす方）
・狩猟免許取得試験に合格した方
・町内に居住し、住所を有する方
・町税等に滞納のない方
・御代田町猟友会員として、有害鳥獣の捕獲活動に参加いただける方

○対象となる経費
・試験手数料
・講習会受講料およびテキスト代
・診断書手数料

○補助金額
・狩猟免許取得に要した費用の1／2の金額
（上限6，000円）

狩猟免許取得をお考えの方はぜひご活用ください。

※申請の説明等がありますので、受験前に産業経済課耕地林務係までご連絡をお願いします。

問い合わせ先
産業経済課耕地林務係
（32）3113

御代田町の特産品を募集します

町では、「御代田町特産品認定事業」を行っています。町の特産品として認定し、その広報と販売に助力することで、町の産業振興を図ることを目的としています。

認定された品物には「御代田町特産品認定第○○号」の表示ができ、ふるさと納税の返礼品などに使用されています。

認定基準
御代田町のイメージにふさわしく、品質に優れ、食品衛生法および関係法令に違反していない物品

認定有効期間
3年間（4月1日から令和11年3月31日まで）

審査手数料
（新規）1品 1，000円
（更新）1品 500円

申込締め切り
1月23日（金）

※認定申請書は、産業経済課商工観光係でお渡しいたします。また、町ホームページからダウンロードいただけます。

申し込み・問い合わせ先
産業経済課商工観光係
（32）3113

大寒の伝統行事「寒の水」が開催されます

長野県無形民俗文化財に指定されている草越区の伝統行事「寒の水」が開催されます。ふんどし姿の水行者が冷水を浴びる雄姿を、ぜひご覧ください。

なお、水行者としての一般参加はできませんのでご了承ください。

日時 1月20日（火）午後4時～

冷水を浴びる様子は午後6時ごろから見られる予定です。

場所 草越公民館（しなの鉄道御代田駅から車で約10分）

駐車場 草越ゲートボール場（県道137号線と県道156号線の丁字路近く）台数に限りがありますので、タクシー等の利用にご協力をお願いします。

問い合わせ先
産業経済課商工観光係
（32）3113

宝くじの助成金により備品を整備しました

宝くじの社会貢献広報事業である、公益財団法人長野県市町村振興協会の地域活動助成事業を活用し、広戸区に掲示板および草刈り機を整備しました。

▶掲示板

▶草刈り機

問い合わせ先
企画財政課企画係
（32）3112